

規約の改正について

現行	改正案
<p>(名称) 第1条 本会は、名鉄西尾・蒲郡線（西尾駅～蒲郡駅）対策協議会（以下「協議会」という。）と称する。</p> <p>(目的) 第2条 協議会は、名鉄西尾・蒲郡線西尾駅～蒲郡駅間の公共交通機関としての利用促進を図るとともに、費用削減等の維持存続に向けての必要な事項を検討し実施することを目的とする。</p> <p>(事業) 第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1)名鉄西尾・蒲郡線西尾駅～蒲郡駅間の利用促進に関する事業。 (2)名鉄西尾・蒲郡線西尾駅～蒲郡駅間の費用削減に関する事業。</p> <p>【追加】 (3)その他協議会の目的達成に必要な事項。</p> <p>【新設】</p> <p>(組織) 第4条 協議会は、西尾市、蒲郡市、吉良町、幡豆町及び名古屋鉄道株式会社（以下「構成市町等」という。）の次の者をもって組織する。 (1)市町の副市長 (2)名古屋鉄道株式会社の代表</p>	<p>(名称) 【同左】</p> <p>(目的) 第2条 協議会は、西尾市、蒲郡市、吉良町及び幡豆町（以下「沿線市町」という。）ほか関係者が、名鉄西尾・蒲郡線（西尾駅～蒲郡駅）（以下「名鉄西尾・蒲郡線」という。）の存続問題に対する対応策を調査、協議等することを目的とする。</p> <p>(協議等事項) 第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について調査、協議等を行うものとする。 (1)名鉄西尾・蒲郡線の利用促進に資する事項 (2)名鉄西尾・蒲郡線の費用削減に資する事項 (3)名鉄西尾・蒲郡線の運行形態に関する事項 (4)前各号に掲げるもののほか、名鉄西尾・蒲郡線の存続問題への対応策に関する必要な事項</p> <p>(組織) 第4条 協議会は、その円滑な運営と効率的な業務の推進を図るため、次の会及び事務局を置く。 (1)総会 (2)幹事会 (3)ワーキング部会 (4)事務局</p> <p>(会員) 第5条 協議会の各会は、別表に掲げる者をもって組織する。</p>

<p>(役員) 第5条 協議会に次の役員を置く。 (1)会長 1名 (2)副会長 2名</p> <p><u>2 会長は、名古屋鉄道株式会社の代表者とする。</u> <u>3 副会長は、関係市町の副市町長から選出する。</u> <u>4 役員任期は2年とする。ただし、再選を妨げない。</u></p> <p>【新設】</p> <p>(役員職務) 第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。 2 副会長は会長を補佐し、会長が事故あるとき<u>又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。</u></p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p>	<p>(役員及び定数) 第6条 協議会に次の役員を置く。 (1)会長 1名 (2)副会長 <u>1名</u> (3)幹事長 <u>1名</u> (4)ワーキング部会長 <u>1名</u> 【第7条へ】 【第7条へ】 【削除】</p> <p>(役員選出) 第7条 会長及び副会長は、総会において沿線市町の互選によってこれを定める。 2 幹事長は、幹事会において沿線市町の互選によってこれを定める。 3 ワーキング部会長は、ワーキング部会において沿線市町の互選によってこれを定める。</p> <p>(役員職務) 第8条 会長は、協議会を代表し、<u>必要の都度総会を招集し、その会務を統括する。</u> 2 副会長は、<u>会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。</u> 3 幹事長は、<u>幹事会を招集し、その会務を統括する。</u> 4 <u>ワーキング部会長は、ワーキング部会を招集し、その会務を統括する。</u></p> <p>(総会) 第9条 総会の議長は、会長が務める。 2 <u>総会は、協議会の運営方針、その他会務の執行に必要な事項について審議、決定するとともに、幹事会で決定した事項について報告を受ける。</u></p> <p>(幹事会) 第10条 幹事会の議長は、幹事長が務める。 2 <u>幹事会は、総会で決定した運営方針を受けて、協議会の業務執行上必要な事項について調査、研究及び審議を行い、総会に報告する。</u></p>
--	---

<p>【新 設】</p> <p>(顧問) 第7条 <u>協議会の事業に関し助言と協力を得るため、顧問を置くことができる。</u> 2 顧問は会長が委嘱する。</p> <p>(会議) 第8条 <u>協議会は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。</u></p> <p>【新 設】</p> <p>【第7条から】</p> <p>【新 設】</p> <p>(幹事会) 第9条 <u>協議会に幹事会を置き、第3条に掲げる事業について調査研究を行う。</u> 2 <u>幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。</u> 3 <u>幹事は、構成市町等の職員等をもって充てる。</u> 4 <u>幹事長は、幹事のうちから会長が任命する。</u></p> <p>(事務局) 第10条 <u>協議会の事務を処理するため、会長を担任するところに事務局を置く。</u></p>	<p>(ワーキング部会) 第11条 <u>ワーキング部会の議長は、ワーキング部会長が務める。</u> 2 <u>ワーキング部会は、幹事会で決定した運営方針を受けて、協議会の業務執行上必要な事項について調査、研究を行い、幹事会に報告する。</u></p> <p>【第13条へ】</p> <p>【削 除】</p> <p>(定足数及び議決) 第12条 <u>各会は、各会構成員の3分の2以上の出席で成立し、各会の議事は、出席者の過半数の賛成で議決する。</u> 2 <u>前項の議事において、賛否同数のときは、議長の決するところによる。</u></p> <p>(顧問) 第13条 <u>協議会に顧問を置くことができる。</u> 2 <u>顧問は、会長が委嘱する。</u></p> <p>(関係者等の出席) 第14条 <u>協議会は、必要に応じて関係者等を各会に出席させ、説明、助言を求めることができる。</u></p> <p>【削 除】</p> <p>【第16条へ】</p>
---	--

<p>(経費) 第11条 協議会の事業運営に経費を必要とする場合は、協議の上、負担金をもって充てる。</p> <p>【第10条から】</p> <p>【新 設】</p> <p>(委任) 第12条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。</p>	<p>(経費) 第15条 【同左】</p> <p>(事務局) 第16条 各会の事務を処理するため、事務局を置く。 2 事務局は、各会の議長が所属する団体に置く。ただし、ワーキング部会の事務局については、愛知県地域振興部交通対策課との共同事務局とする。</p> <p>(規約改正) 第17条 本規約に定めた事項を改正する必要がある場合は、総会において審議決定する。</p> <p>(協議) 第18条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が総会に諮り定める。</p>
--	---

別表（第5条関係）

